

行政不服審査の制度概要及び本審査会の位置付け等について

【1】行政不服審査の制度概要

行政不服審査制度は、行政処分に不服があるときや、申請をしたのにそれに対する決定がいつまでもされないときに、行政機関に対し、その**行政処分の取消し**や、**放置されている申請の処理**(行政処分)を**求める**ことができる制度で、住民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営の確保を目的としています。

昭和 37 年に制定以来、実質的な法改正はありませんでしたが、**公正性の向上**、**使いやすさの向上**、**国民の救済手段の充実・拡大の観点から抜本的な見直し**が行われ、平成 28 年 4 月に改正法が施行されました。

【改正法の主な概要】

○**不服申立構造の見直し**(不服申立ての種類を原則として「審査請求に一元化」)

○**公正性の向上**

- ・審理員制度の導入
- ・行政不服審査会等への諮問手続の新設
- ・審査請求人等の手続保障の拡充

○**使いやすさの向上**

- ・審査請求期間を 60 日から3か月に延長
- ・審理の迅速性の確保等

○**救済手段の充実・拡大**

- ・採決時に合わせて申請認容処分をとる措置を新設
- ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設(行政手続法)

【2】審査請求の手続における審査会の位置付け等

美幌町行政不服審査会(以下「審査会」)は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項に基づき、町長の附属機関として新たに設置された第三者機関。

これまでは、「**審査請求人**」と「**処分庁**」(不服の対象となる処分をした行政庁)、「**審査庁**」(審査請求を判断する行政庁)で、個別の審査請求があったときに、審査庁内部の決裁手続だけで、最終的な結論である「**裁決**」が出されていました。

平成 28 年度からの新制度では、裁決の公正性・客観性の向上を図るため、新たに「**審理員**」と「**審査会**」が設けられて、実質的な調査・判断等は行政処分に関与していない職員(美幌町では、「**審理員**」を総務部の課長職から指名)が審理員として担い、調査・判断等を中立な第三者機関である審査会がチェックすることで、裁決の適法性・公正性を確保する仕組みとなっています。

審査請求の流れ

